

議案第 23 号

橋本市立教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市立教育集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立教育集会所設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第113号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 教育集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 教育集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
橋本市名古屋教育集会所	橋本市高野口町名古屋 1212 番地の 1	橋本市伏原教育集会所	橋本市高野口町伏原 771 番地の 2
		橋本市名古屋教育集会所	橋本市高野口町名古屋 1212 番地の 1

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。